



# 大津市公報

令和元年 12月 16日  
第 16 号

発行所 大津市役所  
発行人 大津市  
毎月1日、15日(休日の場合は翌日)発行

## 目 次

166	道路の区域の変更について.....	1
167	道路の供用の開始について.....	2
177	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の廃止の届出について.....	2
178	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定について.....	2
179	生活保護法による指定医療機関の指定等について.....	2
180	生活保護法による医療扶助のための施術を担当する施術者の指定について.....	3
181	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の変更の届出等について.....	3
182	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療支援給付のための施術を担当する施術者の指定について.....	4
183	子ども・子育て支援法による特定教育・保育施設の確認について.....	4
184	介護保険法による指定居宅サービス事業者の指定について.....	4
185	介護保険法による指定居宅サービス事業者の廃止の届出について.....	5
186	介護保険法による指定居宅介護支援事業者の指定について.....	5
187	介護保険法による指定居宅介護支援事業者の廃止の届出について.....	5
<b>公 告</b>		
	私道の廃止の承認に関する公告.....	5
	農用地利用集積計画公告.....	5
	都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告.....	6
	都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告.....	6
<b>企業局管理規程</b>		
6	大津市水道事業給水条例施行規程の一部改正.....	7
<b>消防局長告示</b>		
3	平成12年消防局長告示第1号(喫煙し、若しくは裸火を使用し、又は火災予防上危険な物品を持ち込んで서는ならない場所の指定について)の一部改正.....	7
<b>教育委員会規則</b>		
12	大津市学校給食共同調理場条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則.....	7
13	大津市学校給食の実施に関する規則の一部を改正する規則.....	8
<b>議会議長告示</b>		
3	大津市議会政務活動費交付規程の一部改正.....	8

## 告 示

### 大津市告示第166号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和元年12月2日から同月23日まで大津市役所未来まちづくり部路政課において一般の縦覧に供する。

令和元年12月2日

大津市長 越 直 美

路線名	区 間	変更の 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
-----	-----	-------------	-----------------	--------------

市道北6064号線	大津市和邇北浜字平浜388番地先から 大津市和邇北浜字平浜388番地先まで	変更前	9.4	0.3
		変更後	13.4	
市道中1907号線	大津市錦織一丁目字御所大平697番3地先から 大津市錦織一丁目字御所大平697番5地先まで	変更前	最小2.3～最大4.4	59.2
		変更後	最小6.0～最大6.1	
市道南1109号線	大津市富士見台字野海道735番11地先から 大津市富士見台字野海道705番25地先まで	変更前	最小3.9～最大6.0	43.4
		変更後	最小6.8～最大8.0	

( 令和元年12月2日揭示済 )

**大津市告示第167号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、令和元年12月2日から同月23日まで大津市役所未来まちづくり部路政課において一般の縦覧に供する。

令和元年12月2日

大津市長 越 直 美

路 線 名	区 間	供用開始年月日
市道北6064号線	大津市和邇北浜字平浜387番1地先から 大津市和邇北浜字村ノ内66番3地先まで	令和元年12月2日
市道中1907号線	大津市錦織一丁目字御所大平697番3地先から 大津市錦織一丁目字御所大平697番5地先まで	令和元年12月2日
市道南1109号線	大津市富士見台字野海道735番11地先から 大津市富士見台字野海道705番25地先まで	令和元年12月2日

( 令和元年12月2日揭示済 )

**大津市告示第177号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の指定自立支援医療機関として指定したもののうち、次のものから廃止の届出があった。

令和元年12月16日

大津市長 越 直 美

名 称	所 在 地	自立支援医療の種類	医療の種類	廃止年月日
サポート薬局	大津市横木二丁目13番1 号洛東ビル1F	育成医療及び更生医療	薬局	令和元年9月30日

**大津市告示第178号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の指定自立支援医療機関として、次のものを指定した。

令和元年12月16日

大津市長 越 直 美

名 称	所 在 地	自立支援医療の種類	医療の種類	指定年月日
サポート薬局	大津市横木二丁目13番1 号洛東ビル1F	育成医療及び更生医療	薬局	令和元年10月1日

**大津市告示第179号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条の3の規定により、指定医療機関として新たに指定したもの及び指定医療機関のうち変更又は廃止の届出があったものについて、次のとおり告示する。

令和元年12月16日

大津市長 越 直 美

1 新たに指定したもの

名 称	所 在 地	指定年月日
サポート薬局	大津市横木二丁目13番1号洛東ビル1F	令和元年10月1日

2 変更の届出があったもの

名 称	所 在 地	変更年月日
(変更前) 膳所ハート薬局	大津市馬場二丁目7番5号	令和元年11月1日
(変更後) クオール薬局膳所駅前店		

3 廃止の届出があったもの

名 称	所 在 地	廃止年月日
サポート薬局	大津市横木二丁目13番1号洛東ビル1F	令和元年9月30日

大津市告示第180号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条の3の規定により、医療扶助のための施術を担当する施術者として新たに指定したものについて、次のとおり告示する。

令和元年12月16日

大津市長 越 直 美

施術者の氏名	施術者の住所（施術所を開設している施術者にあつては、施術所の名称及び所在地）	指定年月日
富元 重幸	とみもと整骨院 大津市富士見台54番40号	令和元年10月10日
渋谷 嘉信	大津市平津一丁目20番16-202号	令和元年11月7日
木村 純子	草津市大路二丁目1番5号	令和元年11月7日
加福 武宏	大津市赤尾町4番31号	令和元年11月8日
山本 陽子	京都市山科区小野御所ノ内町29番地	令和元年11月8日

大津市告示第181号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされる生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条の3の規定により、指定医療機関のうち変更又は廃止の届出があったものについて、次のとおり告示する。

令和元年12月16日

大津市長 越 直 美

1 変更の届出があったもの

名 称	所 在 地	変更年月日
-----	-------	-------

(変更前) 膳所ハート薬局	大津市馬場二丁目7番5号	令和元年11月1日
(変更後) クオール薬局膳所駅前店		

## 2 廃止の届出があったもの

名 称	所 在 地	廃止年月日
サポート薬局	大津市横木二丁目13番1号洛東ビル1F	令和元年9月30日

## 大津市告示第182号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされる生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条の3の規定により、医療支援給付のための施術を担当する施術者として新たに指定したものについて、次のとおり告示する。

令和元年12月16日

大津市長 越 直 美

施術者の氏名	施術者の住所（施術所を開設している施術者にとっては、施術所の名称及び所在地）	指定年月日
富元 重幸	とみもと整骨院 大津市富士見台54番40号	令和元年10月10日
渋谷 嘉信	大津市平津一丁目20番16 - 202号	令和元年11月7日
木村 純子	草津市大路二丁目1番5号	令和元年11月7日
加福 武宏	大津市赤尾町4番31号	令和元年11月8日
山本 陽子	京都市山科区小野御所ノ内町29番地	令和元年11月8日

## 大津市告示第183号

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第1項の確認をした特定教育・保育施設について、同法第41条の規定により、次のとおり告示する。

令和元年12月16日

大津市長 越 直 美

## 保育所

設置者の名称	施設の名称	施設の所在地	確認年月日
社会福祉法人檸檬会	レイモンド大萱保育園	大津市大萱四丁目10番50号	令和元年11月1日

## 大津市告示第184号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の指定居宅サービス事業者として、次の者を指定した。

令和元年12月16日

大津市長 越 直 美

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称及び代表者の氏名	サービスの種類	指定年月日	介護保険事業所番号
ヘルパーステーションここからケア	大津市本堅田四丁目10番33号	令和ライフアソシエーションズ合同会社 代表社員 南橋 いずみ	訪問介護	令和元年12月1日	2570105235

**大津市告示第185号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の指定居宅サービス事業者として指定した次の者から、事業の廃止の届出があった。

令和元年12月16日

大津市長 越 直 美

事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称及び代表者の氏名	サービスの種類	介護保険事業所番号	廃止年月日
ゆいヘルパーステーション	大津市逢坂一丁目14番14号	有限会社ゆいゆい 代表取締役 金尾 浩	訪問介護	2570101804	令和元年12月31日

**大津市告示第186号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の指定居宅介護支援事業者として、次の者を指定した。

令和元年12月16日

大津市長 越 直 美

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称及び代表者の氏名	サービスの種類	指定年月日	介護保険事業所番号
凜居宅介護支援事業所	大津市皇子が丘一丁目2番29号2階	一般社団法人頌主会 代表理事 尾迫 貴永	居宅介護支援	令和元年12月1日	2570105243

**大津市告示第187号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の指定居宅介護支援事業者として指定した次の者から、事業の廃止の届出があった。

令和元年12月16日

大津市長 越 直 美

事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称及び代表者の氏名	サービスの種類	介護保険事業所番号	廃止年月日
ニチイケアセンターながら	大津市大門通16番45号	株式会社ニチイ学館 代表取締役 森 信介	居宅介護支援	2570100152	令和元年12月31日

**公 告**

**私道の廃止の承認に関する公告**

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による次の道路の廃止を承認したので、大津市建築基準法等施行細則（昭和47年規則第7号）第12条の2第3項の規定により公告する。

なお、関係書類は、大津市役所未来まちづくり部建築指導課に備え、関係人の縦覧に供する。

令和元年11月26日

大津市長 越 直 美

指定年月日及び指定番号	廃止する道路の地名・地番	道路延長（メートル）	幅員（メートル）	本数
昭和38年10月30日第38-21号	大津市穴太一丁目字飴屋189番の一部	27.40	4.00	1

（令和元年11月26日揭示済）

**農用地利用集積計画公告**

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、次のように農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定に基づき公告する。

令和元年11月29日

大津市長 越 直 美

「次のように」は省略し、当該農用地利用集積計画書を大津市役所産業観光部農林水産課に備え置いて縦覧に供する。

（令和元年11月29日揭示済）

#### 都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項の規定による開発行為に関する工事の完了届に対し、同条第2項の規定により、次のとおり検査済証を交付した。

令和元年11月29日

大津市長 越 直 美

開発許可を受けた者の住所・氏名	開発区域の地名・地番	面積	検査済証	
			交付年月日	番号
大阪市北区大淀中1丁目1番30号 積和不動産関西株式会社 代表取締役 北田 康	開発区域 大津市堅田一丁目字上濱入1085番1及び1086番1 開発行為に関する工事の区域 大津市堅田一丁目字上濱入1085番2の一部、同番3の一部、1086番2の一部及び同番3の一部並びに上記地先大津市道及び大津市法定外道路	開発区域 2,855.51㎡ 開発行為に関する工事の区域 81.54㎡	令和元年 11月29日	第1497号
守山市焰魔堂町236番地 s u b l i m e 不動産販売株式会社 代表取締役 南井 崇作	開発区域 大津市衣川一丁目字坂尻1159番3、1161番3、1179番4、1183番、1184番、1187番及び1188番並びに上記地先大津市普通河川等 開発行為に関する工事の区域 大津市衣川一丁目字坂尻1164番1の一部、1173番1の一部、1179番2の一部及び1180番2の一部並びに上記地先大津市普通河川等	開発区域 7,193.95㎡ 開発行為に関する工事の区域 199.64㎡	令和元年 11月29日	第1498号

（令和元年11月29日揭示済）

#### 都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項の規定による開発行為に関する工事の完了届に対し、同条第2項の規定により、次のとおり検査済証を交付した。

令和元年12月4日

大津市長 越 直 美

開発許可を受けた者の住所・氏名	開発区域の地名・地番	面積	検査済証	
			交付年月日	番号
大津市別保二丁目8番35号 株式会社高栄ホーム 代表取締役 北井 博	開発区域 大津市国分二丁目字新田472番1の一部、473番2の一部、同番3、474番、同番1、	開発区域 2,964.65㎡ 開発行為に関する工事の区域	令和元年 12月4日	第1499号

	475番、476番2、477番3、 488番5、同番7及び同番8 並びに上記地先大津市法定外 道路及び普通河川等 開発行為に関する工事の区域 大津市国分二丁目字新田473 番の一部、同番2の一部、 478番1の一部、同番13及び 488番2の一部並びに上記地 先大津市道、大津市法定外道 路及び普通河川等	412.62㎡		
--	--	---------	--	--

( 令和元年12月4日揭示済 )

企 業 局 管 理 規 程

大津市企業局管理規程第6号

大津市水道事業給水条例施行規程（昭和33年公営企業部管理規程第2号）の一部を次のように改正する。  
令和元年12月16日

大津市公営企業管理者 山 極 正 勝

第18条の2中「次に定める」を「次に掲げる」に改め、同条第2号中「1年以内ごとに1回、」を「毎年1回以上」に、「、味に関する検査及び」を「及び味に関する検査、」に改める。

附 則

この規程は、令和2年1月1日から施行する。

消 防 局 長 告 示

大津市消防局長告示第3号

平成12年消防局長告示第1号（喫煙し、若しくは裸火を使用し、又は火災予防上危険な物品を持ち込んではない場所の指定について）の一部を次のように改正する。

令和元年12月16日

大津市消防局長 安 井 達 治

第2号の表ケースデンキ西大津店の項の次に次のように加える。

BRANCH 大津京 A棟	店舗	大津市二本松	売場	喫煙、裸火の使用、危険物品持込みの禁止
------------------	----	--------	----	---------------------

第5号の表ジョーシン西大津店の項の次に次のように加える。

BRANCH 大津京 A棟	駐車場	大津市二本松	駐車のに供する部分	喫煙、裸火の使用禁止
------------------	-----	--------	-----------	------------

教 育 委 員 会 規 則

大津市学校給食共同調理場条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則を公布する。

令和元年12月16日

大津市教育委員会

教育長 日 渡 円

大津市教育委員会規則第12号

大津市学校給食共同調理場条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

大津市学校給食共同調理場条例の一部を改正する条例（令和元年条例第40号）の施行期日は、令和2年1月1日とする。

大津市学校給食の実施に関する規則の一部を改正する規則を公布する。  
令和元年12月16日

大津市教育委員会  
教育長 日 渡 円

**大津市教育委員会規則第13号**

大津市学校給食の実施に関する規則の一部を改正する規則  
大津市学校給食の実施に関する規則（平成27年教育委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。  
第2条中「並びに同表に掲げる中学校のうち志賀中学校及び葛川中学校」を「及び中学校」に改める。

**附 則**

この規則は、令和2年1月1日から施行する。

**議 会 議 長 告 示**

**大津市議会議長告示第3号**

大津市議会政務活動費交付規程（平成22年議会議長告示第5号）の一部を次のように改正する。  
令和元年12月16日

大津市議会議長 近 藤 眞 弘

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前		改正後	
別表（第7条関係）		別表（第7条関係）	
- 略 -	- 略 -	- 略 -	- 略 -
備品	1～2 - 略 - 3 会派控室に設置するパーソナルコンピュータ及びファクシミリに関連する諸経費については、各会派において調査研究活動に利用される割合とそれ以外の活動に利用される割合を合理的な方法により算定することができないときは、当該経費の2分の1の金額を超えて政務活動費から支出することができない。	備品	1～2 - 略 - 3 <u>タブレット型端末（議会が指定するものに限る。）並びに会派控室に設置するパーソナルコンピュータ及びファクシミリに関連する諸経費については、各会派において調査研究活動に利用される割合とそれ以外の活動に利用される割合を合理的な方法により算定することができないときは、当該経費の2分の1の金額を超えて政務活動費から支出することができない。</u> 4 <u>前項のタブレット型端末に関連する諸経費は、キーボード、スタイラス（画面に触れてタブレット型端末を操作するためのペン型のポインティング・デバイスをいう。）、モバイルバッテリー、ケーブルに係る経費及びインターネット回線使用料等とする。</u> 5 <u>第3項のパーソナルコンピュータに関連する諸経費は、パーソナルコンピュータ、マウス（パーソナルコンピュータに情報を入力するためのポ</u>
	4 <u>前項のパーソナルコンピュータに関連する諸経費は、パーソナルコンピュータ、マウス（パーソナルコンピュータに情報を入力するためのポ</u>		



ンティング・デバイスをいう。)、記録媒体、パーソナルコンピュータ用ソフトウェア、無線LAN(無線通信を利用して電子データの送受信を行うローカル・エリア・ネットワークをいう。)関係機器、ケーブル、プリンタ、インクカートリッジ、印刷用紙等に係る経費及び初期設定費、維持管理費、修理費、インターネット回線使用料等とする。

5 第3項のファクシミリに関連する諸経費は、ファクシミリ、トナーカートリッジ、印刷用紙、ケーブル等に係る経費及び初期設定費、維持管理費、修理費、回線使用料等とする。

6 会派の経理責任者は、会派が政務活動費で購入した備品を備品台帳(別記様式第6号)に登載して、その写しを支出伝票に添付するとともに、備品を適正に管理しなければならない。

7 会派の解散等の事情により購入した備品が不要となったときは、その処分の方法について議長と協議しなければならない。

8 会派において用途廃止した備品は、議長において管理するものとする。ただし、法定耐用年数(減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定めるものをいう。)を経過したものについては、備品処分協議書(別記様式第7号)を議長に提出し、正当事由があると認められたときは、適正な方法により処分することができる。

- 略 -

- 略 -

- 略 -

- 略 -

- 略 -

- 略 -

- 略 -

- 略 -

- 略 -

- 略 -

インティング・デバイスをいう。)、記録媒体、パーソナルコンピュータ用ソフトウェア、無線LAN(無線通信を利用して電子データの送受信を行うローカル・エリア・ネットワークをいう。)関係機器、ケーブル、プリンタ、インクカートリッジ、印刷用紙等に係る経費及び初期設定費、維持管理費、修理費、インターネット回線使用料等とする。

6 第3項のファクシミリに関連する諸経費は、ファクシミリ、トナーカートリッジ、印刷用紙、ケーブル等に係る経費及び初期設定費、維持管理費、修理費、回線使用料等とする。

7 会派の経理責任者は、会派が政務活動費で購入した備品を備品台帳(別記様式第6号)に登載して、その写しを支出伝票に添付するとともに、備品を適正に管理しなければならない。

8 会派の解散等の事情により購入した備品が不要となったときは、その処分の方法について議長と協議しなければならない。

9 会派において用途廃止した備品は、議長において管理するものとする。ただし、法定耐用年数(減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定めるものをいう。)を経過したものについては、備品処分協議書(別記様式第7号)を議長に提出し、正当事由があると認められたときは、適正な方法により処分することができる。

- 略 -

- 略 -

- 略 -

- 略 -

- 略 -

- 略 -

- 略 -

- 略 -

- 略 -

- 略 -

- 略 -	- 略 -
- 略 -	- 略 -
政務活動費として認めない経費	<p>1 次の各号に掲げる経費については、政務活動費として認めないものとする。</p> <p>～ - 略 -</p> <p>携帯電話等の通話料金。 ただし、議会が指定するタブレット型端末の通信に係る経費（当該経費の 1 / 2）は除く。</p> <p>パーソナルコンピュータ及びファクシミリ並びにその関連機器の処分に係る費用</p> <p>～ (29) - 略 -</p>
- 略 -	- 略 -

- 略 -	- 略 -
- 略 -	- 略 -
政務活動費として認めない経費	<p>1 次の各号に掲げる経費については、政務活動費として認めないものとする。</p> <p>～ - 略 -</p> <p>携帯電話等の通話料金</p> <p>タブレット型端末の関連機器並びにパーソナルコンピュータ及びファクシミリ並びにその関連機器の処分に係る費用</p> <p>～ (29) - 略 -</p>
- 略 -	- 略 -

**附 則**

この告示は、令和元年12月16日から施行する。

**正 誤**

令和元年 6 月 17 日 付 第 4 号

頁	箇所	誤	正
1	上から 26 行目	私道の一部廃止公告	私道の廃止の承認に関する公告
10	上から 11 行目		